

佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐世保市は、地域の特性を生かした活力ある地域づくりを推進するため、住民と行政が協働で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例(平成29年条例第43号)に基づき認定を受けた「地区自治協議会」が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、「佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金」(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業、交付率等)

第2条 交付金交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の内容、交付率、交付額及び交付対象者は、別表第1及び第1の2に定めるとおりとする。

(対象外経費)

第3条 交付金交付の対象とならない経費は別表第2に定めるとおりとする。

(関連助成制度との関係)

第4条 交付対象事業の実施に当たっては、原則として国及び県の関連助成制度との併用はできないものとする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 佐世保市地域コミュニティ推進事業計画書(様式第1号)
- (2) 佐世保市地域コミュニティ推進事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、指令書をもって通知する。

(状況報告)

第7条 交付対象事業を行うもの(以下「交付対象事業者」という。)は、規則第9条第1項の規定により、市長から交付対象事業の実施状況の報告を求められた場合には、市長が指定する日までに佐世保市地域コミュニティ推進事業実施状況報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(事業の変更等)

第8条 交付対象事業者は、次の各号のいずれかの変更がある場合は、規則第

9条第2項第1号の規定により市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施主体の名称変更
- (2) 事業の目的の変更
- (3) 交付金の額の変更

2 前項の報告は、佐世保市地域コミュニティ推進事業計画等変更承認申請書（様式第3号）に、第5条各号に規定する書類のうち内容に変更が生じたものを添えて行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき関係書類とは、次に掲げるものとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

- (1) 佐世保市地域コミュニティ推進事業実施報告書（様式第4号）
- (2) 佐世保市地域コミュニティ推進事業収支決算書
- (3) 写真（事業の実施状況、実施結果等が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付金の積立）

第10条 交付対象事業者は、交付対象事業のうち、単年度の予算で行うことが困難であると認められる事業を行うため、交付金の一部を積み立てることができる。

2 積立ての対象となる事業（以下「積立金事業」という。）を申請しようとする者は、積立てを開始する日の属する年度分の交付金に係る第5条第1項の申請に併せて佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立計画承認申請書（様式第5号）を市長に申請しなければならない。ただし、特別な事情があり、第5条第1項の申請に併せてすることができない場合には、この限りではない。

3 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、積立計画を認めると決定したときは佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立計画承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 積立金は、積立金事業を行う者（以下「積立金事業者」という。）が善良な管理者の注意をもって管理するものとし、積立金事業者が指定する預金通帳で管理を行うものとする。

5 積立金事業において積み立てることができる期間は、前々項の承認を受けた日の属する年度から起算して3年間を限度とし、積立金事業に係る積立期間が終了した年度の翌年度内には積立金の全額及び積立金の預金利息を当該積立金事業に充てなければならない。ただし、特別な事情がある場合には、この限りではない。

- 6 積立金事業の内容を変更しようとするときは、速やかに佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立計画変更承認申請書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、積立計画の内容の変更を認めると決定したときは佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立計画変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 8 積立金事業者は、毎年度、佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立状況報告書（様式第9号）を当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。
- 9 市長は、前条第1項及び前項の提出があったときは、その内容を審査し、交付金額を確定したときは、佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金・積立金交付額確定通知書（様式第10号）により積立金事業者に通知するものとする。
- 10 積立金事業者は、積立金事業が完了したとき、佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立金事業実施報告書（様式第11号）に次に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 地域コミュニティ推進事業交付金積立金事業収支決算書
 - (2) 写真（事業の実施状況、実施結果等が確認できるもの）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 11 市長は、前項の提出があったときは、積立金事業に係る交付金の総額を確定し、佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金積立金事業交付額確定通知書（様式第12号）により積立金事業者に通知するものとする。
- 12 積立金事業者は、前項の規定により確定した経費の総額が、当該積立金事業に係る積立金の総額を下回るときは、その差額を市長に返還するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第18条の規定により市長の承認を受けなければならない交付対象事業者は、佐世保市地域コミュニティ推進事業交付金による取得（効用増加）財産の目的外使用（譲渡、交換、貸与）承認申請書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（帳簿等の保存）

第12条 交付対象事業者は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年2月18日から施行し、平成26年度以後の補助金について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の補助金について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の交付金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)に基づき交付された補助金に係る財産の処分の制限及び帳簿等の保存に関しては、改正前の要綱第10条及び第11条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

<p>事業の内容</p>	<p>1 次の要件のいずれかに結びつくものでなければならない。</p> <p>(1) 地域コミュニティに関すること</p> <p>① 地域コミュニティの維持、再構築又は形成</p> <p>② 地域課題の解決</p> <p>③ 地域の活性化</p> <p>(2) 生涯学習の推進（※1事業以上実施すること。）</p> <p>(3) 青少年の健全育成（※青少年健全育成会が合流した場合は1事業以上実施すること。）</p> <p>(4) 事業を実施するために必要な事務局職員の賃金及び共済費等</p> <p>2 地区自治協議会を構成する部会の区域内で実施される事業であること（研修事業及び他の地区自治協議会と協働・連携して活動する場合を除く。）。</p> <p>3 年度内に完了する事業であること（積立金事業を除く）。</p>
<p>交付率</p>	<p>対象経費の10分の10以内とする。</p>
<p>交付額 （1地区当たり）</p>	<p>（交付額は次に掲げる額の合計額を上限とする。）</p> <p>① 基礎額 271万円</p> <p>ただし、コミュニティセンター長又はコミュニティセンター職員が事務局長の業務を担う場合は基礎額206万円を上限とする。</p> <p>② 人口要因による額 地区自治協議会の区域内に所在する人口に応じて別表第1の2に定める額</p>

<p>加算額</p>	<p>青少年健全育成会と合流し、青少年の健全育成に資する事業を実施する地区自治協議会に、次の各号に掲げる額の合計額を加算する。ただし、青少年健全育成会の区域が複数の地区自治協議会の区域にまたがる場合は、該当する各地区自治協議会間で協議及び調整のうえ、一の地区自治協議会に限り加算するものとする。</p> <p>(1) 地区自治協議会 1 地区あたり 5 万円</p> <p>(2) 地区自治協議会の区域内に所在する中学校毎の生徒数に応じて次の表に定める額</p> <table border="1" data-bbox="469 680 1177 1001"> <thead> <tr> <th>1 校当たりの生徒数</th> <th>交付金の額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 0 人以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>1 2 1 人以上 2 4 0 人以下</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>2 4 1 人以上</td> <td>5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	1 校当たりの生徒数	交付金の額 (円)	1 2 0 人以下	1 万円	1 2 1 人以上 2 4 0 人以下	3 万円	2 4 1 人以上	5 万円
1 校当たりの生徒数	交付金の額 (円)								
1 2 0 人以下	1 万円								
1 2 1 人以上 2 4 0 人以下	3 万円								
2 4 1 人以上	5 万円								
<p>交付対象者</p>	<p>佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例第 1 2 条の規定により市長の認定を受け、住民主体の自治の実現に向けた取組を進める「地区自治協議会」。</p>								

別表第1の2（第2条関係）

地区自治協議会名	人口要因による上限額（単位：千円）
宮地区自治協議会	97
三川内地区自治協議会	99
針尾地区自治協議会	73
江上地区自治協議会	185
広田地区自治協議会	294
早岐地区自治協議会	462
日宇地区自治協議会	638
崎辺地区自治協議会	250
南地区自治協議会	217
山澄地区自治協議会	227
中部地区自治協議会	505
西地区自治協議会	89
愛宕地区自治協議会	164
九十九地区自治協議会	85
清水地区自治協議会	225
北地区自治協議会	144
大野地区自治協議会	405
柚木地区自治協議会	105
中里皆瀬地区自治協議会	284
相浦地区自治協議会	674
黒島地区自治協議会	67
吉井地区自治協議会	130
世知原地区自治協議会	84
宇久地区自治協議会	116
小佐々地区自治協議会	146
江迎地区自治協議会	126
鹿町地区自治協議会	112

- 1 人口要因による上限額について、令和7年1月1日時点の推計人口に基づき算出するものである。
- 2 人口要因による上限額は、3年に1度見直すものとする。

別表第2（第3条関係）

● 対象とならない経費

- ・ 宗教または政治活動等に関する事業に係る経費
- ・ 公序良俗に反する事業に係る経費
- ・ 慶弔費
- ・ 懇親会等に係る経費で、一人当たり単価が6,000円を超える部分
- ・ 懇親会等に係る経費の合計が、年間の活動費の1割を超える部分